

平成28年度 入札契約制度の改正について

岡山市水道局

第1 社会保険等未加入対策

建設業者に対する社会保険等未加入対策に関する取り組みを以下のとおり強化します。(社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。)

平成28年4月1日以後に水道局において公告等を行うすべての建設工事の契約(現行：下請契約の代価の総額が3,000万円(建築一式の場合は4,500万円)以上の場合のみ)において、元請業者が社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結することを原則禁止します。

違反した元請業者に対しては、下請契約の請負代金額に応じた制裁金請求、指名停止、工事成績評定減点の対象とします。

第2 前金払制度の改正

「岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程(昭和63年市水道局管理規程第6号)」に定める前金払制度の支払上限額(現行：5億円)を撤廃します。(平成28年4月1日以後に契約を締結する建設工事から適用します。)

前金払の割合についての変更はありません。

第3 建設コンサルタント業務等関係

土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務において、平成28年4月1日以後に契約を締結する業務等から、実績等の特殊な入札参加要件の設定がない業務のうち、入札参加可能な市内業者が10者以上(現行：15者以上)確保できるものについては、市内業者(市内扱い業者を除く。)のみ入札に参加できることとします。

「実績等の特殊な入札参加要件の設定がない業務」とは、入札公告文における「6 実績について」、「7 配置予定技術者の資格等」及び「8 その他の条件」のいずれにも要件設定がない業務のことを指します。

なお、現行で既に市内業者のみを入札参加対象者としている業務は、改正後も現行のままとします。

参考：(A)(B)の両方を満たす場合，市内業者のみを入札参加対象者とします。

【公告文より】

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	
2	主たる業種	これらの条件を満たす市内業者が10者以上(A)
3	岡山市の登録部門 (小分類)	
4	国交省登録が必要な部門	
5	市内外業者区分	
6	実績について	要件設定なし(B)
7	配置予定技術者の資格等	
8	その他の条件	

第4 修繕業務関係

修繕業務の入札・契約手続における透明性及び公正性を確保するため，平成28年4月1日以後に契約を締結する施設修繕業務の入札情報等の公表について，以下のとおりとします。

- (1) 許容価格50万円以上の施設修繕については，契約締結後速やかに「許容価格」を含む入札情報等を公表します。
- (2) 許容価格10万円以上の施設修繕については，年に1度，契約状況の概要(件名，契約の相手方，契約金額及び「許容価格」)を取りまとめて公表します。

第5 優良工事施工業者表彰制度の見直し

表彰対象を金額帯別にすることにより，表彰の機会を増やします。

(平成28年4月1日以後に検査を終了した工事から適用します。)

(現行) 前年度中に検査を終了した工事のうち，水道局が発注する全ての建設工事の中で，最も優秀な工事成績評定点を得た工事の施工業者を表彰推薦の対象とする。

(改正) 水道局が発注する建設工事で前年度中に検査を終了した工事のうち、次の各号ごとに最も優秀な工事成績評定点を得た工事の施工業者を表彰推薦の対象とする。

許容価格 2 千万円以上の建設工事

許容価格 2 5 0 万円以上 2 千万円未満の建設工事